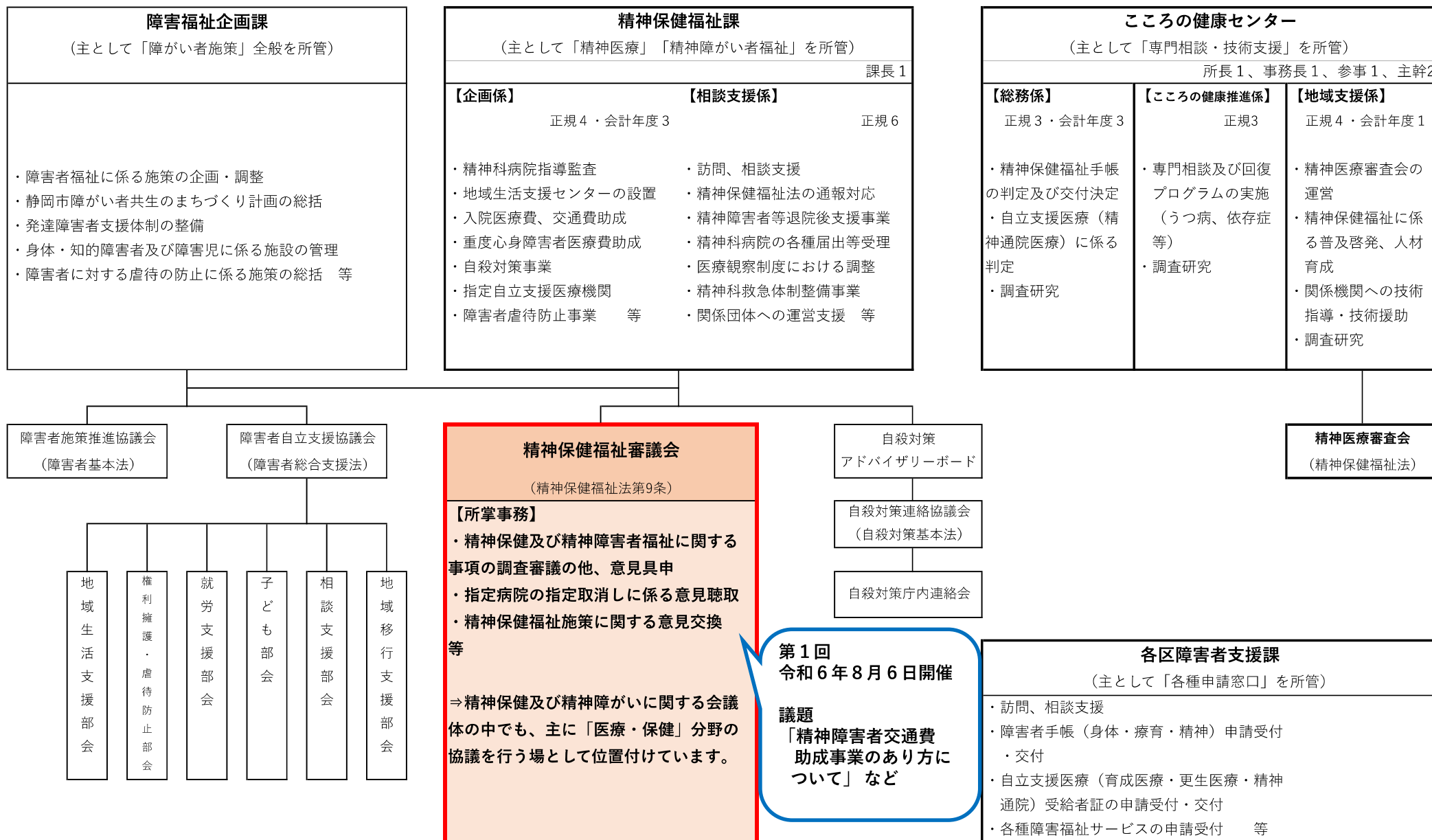


静岡市精神保健福祉施策の実施体制（概要）

資料 1

令和6年4月1日 現在



静岡市精神障害者 交通費助成事業について

① 経過

1 静岡市精神障害者交通費助成事業 目的 背景（1）

（事業の目的）

精神障害者の生活圏を拡大することにより社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的に、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して年額上限6,000円の交通費助成を行う。

（背景）

平成15年度から本事業が開始となったが、事業開始の発端として、身体および知的障害との交通費における各種割引制度に対する格差があった。そのため、精神障害者に対する交通費助成事業を行うことで、障害ごとによる交通費助成における格差を是正する必要があった。

1 静岡市精神障害者交通費助成事業 目的 背景（2）

手帳による各種割引制度（平成15年当時）

	割引制度	割引内容	精神 障害者	身体 障害者	知的 障害者
民間	私鉄（静鉄）バス・ 電車運賃割引	乗車券が半額（5割）	○	○	○
	JR運賃割引	乗車券が半額（5割）	×	○	○
	タクシー運賃割引	賃走料金の割引（1割引）	×	○	○
	航空運賃割引	割引率は航空会社により異なる	×	○	○
県・市	自動車税減免	取得税：課税標準額300万円を上限に減免 自動車税：45,000円を上限に減免 軽自動車税：全額減免	○（1級）	○ 障害の部位により異なる	○（A）
市	タクシー利用料金助成 （静岡市独自事業）	年間550円券を24枚（13,200円分）配付	×	○（1.2級） 聴覚、音声言語、 咀嚼機能障害は 除く	○（A）

1 静岡市精神障害者交通費助成事業 変遷

- ・平成15年度～ 静岡鉄道のパサールカード（交通機関に限定した磁気カード）6,000円分の交付
- ・平成20年度～ JR東海のTOICAカードも交付対象に追加。
（静岡市と蒲原町の合併等による）
- ・平成22年度～ TOICAカードがICカード化されたことに伴い交通費以外の買物等にも使用可能となる。
- ・平成26年度～ ルルカカード、TOICAカード6,000円分のチャージ券の交付
（パサールカードの販売中止に伴い）
- ・平成28年11月～ ルルカカードもICカード化されたことに伴い交通費以外の買物等にも使用可能となる。
- ・平成29年度～ 現行の交通費助成制度の運用開始（利用履歴、領収書等による実績払い）
（目的外（交通費以外の）使用が発覚したことによる）
- ・令和7年度～ **新制度への移行 → タクシー利用料金助成事業の開始（案）**

静岡市精神障害者 交通費助成事業について

② 令和7年度からの事業について

1 静岡市精神障害者交通費助成事業 令和7年度～（1）

- ・これまで他障害の交通費助成との格差が生じており、その解消に向けて本事業がその役割を果たしてきた。
- ・令和7年度からJRの運賃割引が精神も割引の対象に加わったことにより、三障害の交通費助成の格差が徐々にではあるが解消してきている。
- ・しかし、本市が行っている「**障害者タクシー料金助成制度**」はこれまでも身体障害および知的障害のみが対象となっており、精神障害との格差が生じていた。このことから、**本市の行う事業について三障害の格差を解消すべく、精神障害者も同事業の対象とする必要がある。**

1 静岡市精神障害者交通費助成事業 令和7年度～（2）

「精神障害者タクシー料金助成制度（仮称）」

（目的）

在宅の重度の精神障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、その生活圏の拡大による社会復帰の促進を図るとともに、障がい者福祉の増進を図る。

（事業概要）

精神保健福祉手帳1級の精神障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成するため、タクシー利用券を交付する。

1 静岡市精神障害者交通費助成事業 令和7年度～（3）

手帳による各種割引制度の格差の解消状況

【平成15年当時】

	割引制度	割引内容	精神 障害者	身体 障害者	知的 障害者
民間	私鉄（静鉄）バス・ 電車運賃割引	乗車券が半額（5割）	○	○	○
	JR運賃割引	乗車券が半額（5割）	×	○	○
	タクシー運賃割引	賃走料金の割引（1割引）	×	○	○
	航空運賃割引	割引率は航空会社により異なる	×	○	○
県・市	自動車税減免	取得税：課税標準額300万円を上限に減免 自動車税：45,000円を上限に減免 軽自動車税：全額減免	○（1級）	○ 障害の部位に より異なる	○（A）
市	タクシー利用料金助成 （静岡市独自事業）	年間550円券を24枚（13,200円分）配付	×	○（1.2級） 聴覚、音声言語、 咀嚼機能障害は 除く	○（A）

【令和7年度～】

精神 障害者	身体 障害者	知的 障害者
○	○	○
○（R7.4月～）	○	○
×	○	○
○（H30.10月～）	○	○
○（1級）	○ 障害の部位に より異なる	○（A）
（案） ○（1級） （R7.4月～）	○（1.2級） 聴覚、音声言語、 咀嚼機能障害は 除く	○（A）

※ただし、タクシー運賃割引は他の自治体含め精神障害者は割引の対象となっていない（資料2－2参照）ため、今後も引き続き、身体障害、知的障害と同等になるように働きかけを行っていく。

各政令指定都市における精神障がい者への交通費助成事業の実施状況について(令和5年度調べ)

1 制度・事業等の有無

区分	自治体数	自治体名	実施していない理由
なし	2 都市	さいたま市、堺市	財政上の問題（必要性の順位が低い）
あり	18都市	静岡市ほか	—

2 助成目的（重複あり）

区分	自治体数	自治体名	備考
生活圏の拡大	17都市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、 静岡市 、浜松市、名古屋市、新潟市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	社会参加の促進、外出の支援（移動手段の確保）
生活訓練の推進	9 都市	札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、新潟市、広島市、北九州市	障害福祉サービス事業所等への通所費用の一部を助成
その他	—	—	—

3 対象者（重複あり）

区分	自治体数	自治体名	備考
手帳 1 級	2 都市	新潟市、福岡市	
手帳 1 ・ 2 級	1 都市	浜松市	
手帳 1 ～ 3 級	15都市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、 静岡市 、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市	
その他 （上記と重複）	4 都市	仙台市、浜松市、神戸市、北九州市	・ 障がいのある方（手帳が必須ではない事業あり） ・ 同居家族（当該家族の所有する車を運転する場合） ・ 介護者 など

4 助成方法・内容（重複あり）

区分	自治体数	自治体名	備考
乗車券 乗車証	12都市	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	福祉乗車証（地下鉄、市電、バス） 割引専用 I C カード 交通系福祉 I C カード
タクシー券	14都市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、浜松市、新潟市、名古屋市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市	タクシー利用券、福祉タクシー利用券、患者等輸送タクシー利用券、バス利用券
自動車燃料費助成	7 都市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、神戸市	自動車燃料助成券 など
交通系電子マネー （チャージ含む）	1 都市	札幌市	
実費への助成	10都市	札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、 静岡市 、浜松市、新潟市、広島市、北九州市	静岡市以外は、施設通所交通費助成

5 助成額

※限度額等が決まっている事業のみ

区分	自治体数	自治体名	備考
6,000円未満	2 都市	広島市、北九州市	北九州市5,000円
6,000円～9,999円	2 都市	静岡市 、浜松市	浜松市7,000円
10,000円以上	5 都市	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、新潟市	交通系電子マネーのチャージ額（札幌市） 燃料費助成券の上限（仙台市） タクシー利用券の上限（横浜市・川崎市・新潟市）

6 所得制限の有無

区分	自治体数	自治体名	備考
なし	14都市	静岡市 ほか	
あり	4 都市	仙台市、千葉市、広島市、福岡市	

7 等級と支給内容のクロス集計

		区分					
		手帳 1 級		手帳 1・2 級		手帳 1～3 級	
助成方法	乗車券 乗車証	1 都市	福岡市	2 都市	札幌市、浜松市	11 都市	仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市、福岡市
	タクシー券	9 都市	千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市	4 都市	仙台市、相模原市、浜松市、熊本市	1 都市	札幌市
	自動車燃料費助成	4 都市	千葉市、横浜市、新潟市、神戸市	2 都市	仙台市、相模原市	1 都市	札幌市
	交通系電子マネー (チャージ含む)	—	—	—	—	1 都市	札幌市
	実費への助成	—	—	—	—	10 都市	札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、新潟市、広島市、北九州市

8 政令都市の実施状況（まとめ）

（助成制度）あり 18 市 なし 2 市
（目的（重複有））：生活圏の拡大 17 市、生活訓練 9 市
（交通手段）：タクシー券※ 14 市、バス・電車運賃証 14 市、実費助成（施設通所）10 市
※タクシー券対象（1 級 9 市、1～2 級 4 市、1～3 級 11 市）
（助成額）6 千円未満 2 市、6～10 千円未満 2 市（本市）、10 千円以上 5 市、実費助成（施設通所）10 市

9 県内近隣自治体の状況（令和 6 年度精神障害者に対するタクシー交通費助成）

	富士宮市	富士市	藤枝市	焼津市	静岡市
対 象	1, 2 級	1 級	1, 2 級	1, 2 級	
タクシー運賃割引 (民間事業者)	なし ※身体・知的1割引	なし ※身体・知的1割引	なし ※身体・知的1割引	なし ※身体・知的1割引	なし ※身体・知的1割引
タクシー券配布 (市町の助成事業)	・ 24 回 ○非課税世帯のみ ×生活保護対象外	・ 初乗り運賃× 24 回 ○入所者 (GH, ケアハウス、 有料老人ホーム) ×入所者 (社会福祉施設)	・ 1 回につき 5 割助成 ・ 上限 1,000 円× 48 回 ○通院・デイケアのみ	・ 1 回につき 5 割助成 ・ 上限 1,000 円× 48 回	なし ※身体・知的のみ ・ 年間 550 円× 24 回 (最大 13,200 円分)
JR 割引公表による 助成の見直し予定	変更予定なし	変更予定なし	変更予定なし	変更予定なし	

精神保健福祉に係る 相談支援体制等について

<相談支援体制および居場所機能の変革に向けて>

精神障害者地域生活支援センター概要①

(1)設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって精神障害者の福祉の増進を図る。

(2)事業内容

① 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

② 相談支援事業

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

③ 退院支援体制確保事業

精神科病院からの退院に向けた支援を病院と連携して行う。

精神障害者地域生活支援センター概要②

(3)市内設置施設(各区に1か所ずつ配置)

- ① 支援センターなごやか(葵区城東町・指定管理)
- ② 支援センターみらい(駿河区曲金・指定管理)
- ③ は一とぼる(清水区村松原・業務委託)

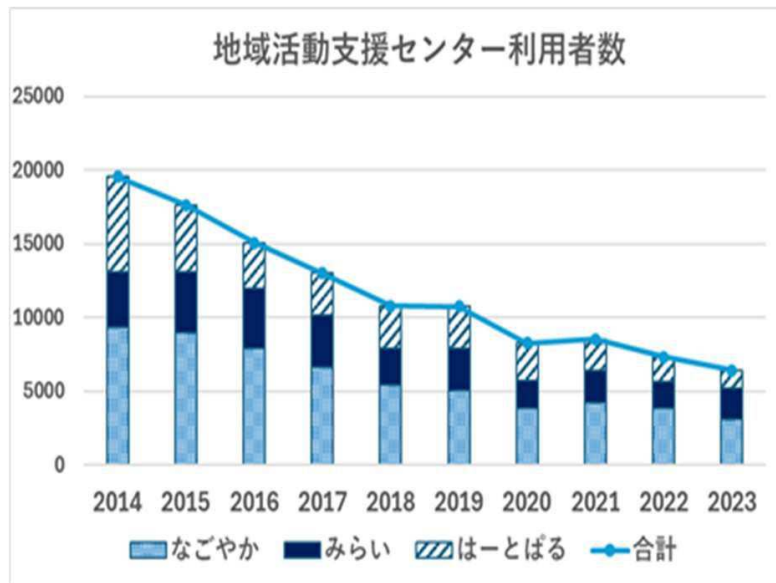
(4)他障害の市内設置施設(身体・知的は各区に1か所ずつ配置)

- | | (身体障害) | | (知的障害) | | (重症心身障害) |
|---|------------------|---|--------|---|----------|
| ① | 葵 区 / 支援センター城東 | / | コンパス北斗 | / | アグネス静岡 |
| ② | 駿河区 / ピアサポート | / | やさしい街に | | |
| ③ | 清水区 / サポートセンターそら | / | わだつみ | | |

現況と課題①

(1)地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの利用者が減少しており、就労や障害福祉サービスとの併用など利用者の施設の使い方に変化があることが見受けられる。



現況と課題②

(2)相談支援事業

- ① 精神保健福祉法改正（令和6年4月1日）に伴い、相談支援の対象者が拡大（精神障害者→精神障害者及び精神保健に課題を抱える者）したが、新たな利用者層やニーズの把握ができていない。
- ② 障害種別問わず、相談支援の件数の増加や相談内容の複雑化により、すべての相談に対応しきれない状況が生じている。このことについては全市的な課題となっており、3障害（身体、知的、精神）全体で相談支援の見直しを行う必要がある。
- ③ 市全体として、根底からの見直しが必要。縦割りではない、高齢、障害、子ども、生活困窮者など各相談業務全体の施設や機能の抜本的な体制の見直しを行う必要が生じている。



福祉施設と相談支援機能の適正配置に係る検討について（案）

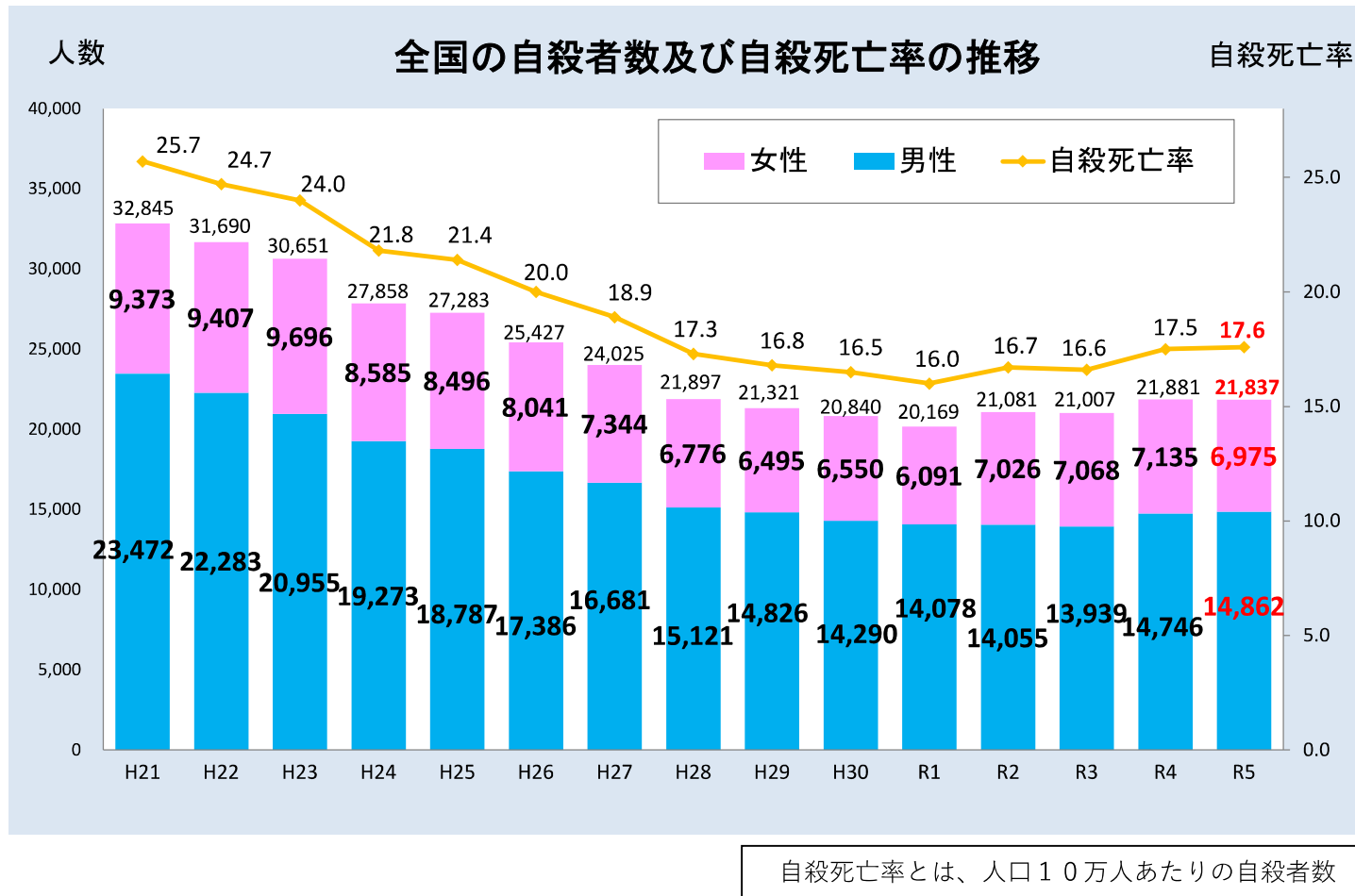
市福祉施設等の適正配置

- ① 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などを対象とした相談等に係る市福祉施設（精神障害者地域生活支援センターについても当該取組の対象施設とする。）について、生きづらさを感じる人や複合的課題を持つ家庭への対応強化、限りある経営資源の効率的な運用等の観点から、庁内プロジェクトチームを組織して体制を見直し、適正配置の方針案を作成していく。
- ② 地域活動支援センターの居場所機能および相談支援機能についても同様に、市全体の中の位置づけとして、より効果的かつ運用可能な配置となるよう検討を行っていく。

自殺対策事業について

1 全国の動向

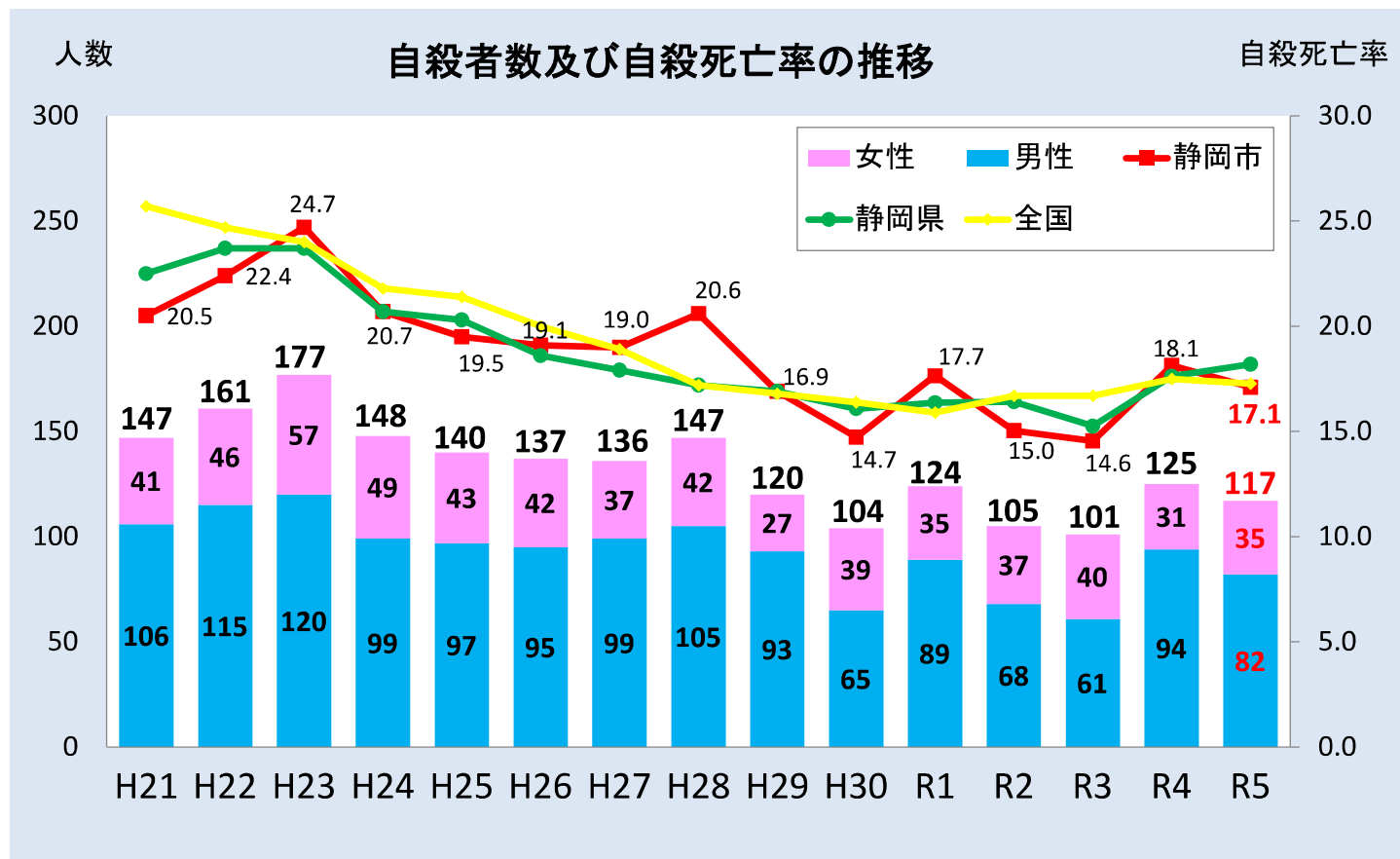
厚生労働省：地域における自殺の基礎資料



- 日本の自殺者数は、経済不況となった平成10年から急増し、年間3万人台で推移していたが、**平成24年以降は2万人台で推移**。
- 年々減少傾向にあったが、令和2年にはコロナの影響か、11年振りに増加。**以降は、横ばいの推移**が続いている。
- 男女の内訳では、令和5年は、令和4年と比較して大きな差はない。

2 静岡市の動向

厚生労働省：地域における自殺の基礎資料

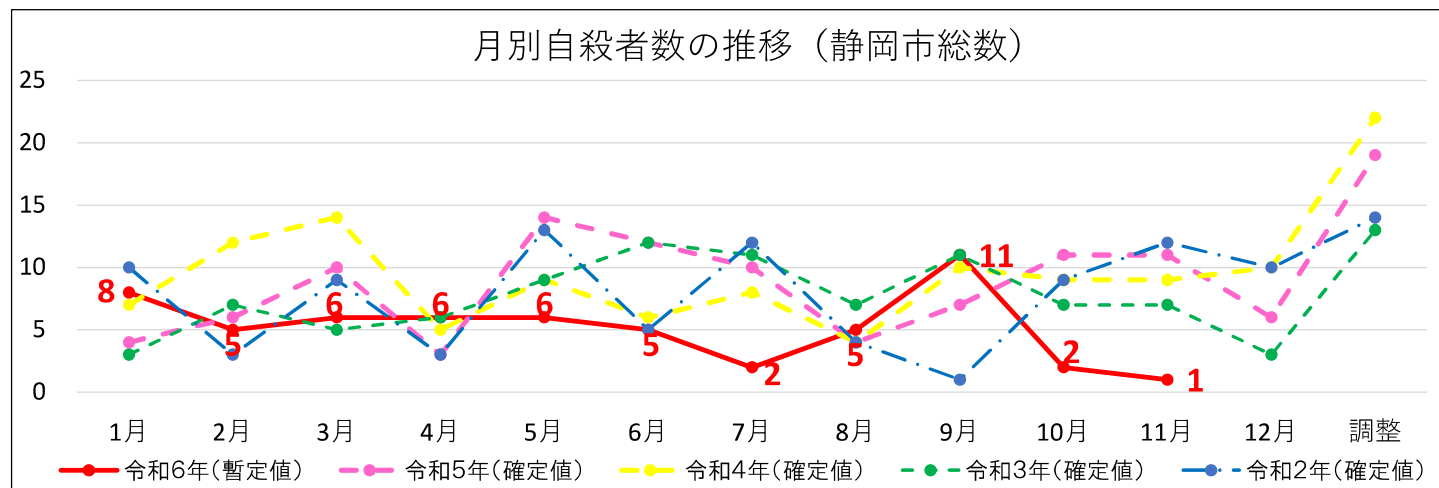


自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数

- 静岡市の自殺者数も、全国と概ね同様の傾向がみられるが、令和3年の自殺者数は、市が把握している期間で最も少ない人数となった。
- 令和5年の自殺者数は117人。令和4年の125人と比較して8人減少。
- 令和5年の自殺死亡率は17.1で、静岡県の18.2・全国の17.6と比較すると、僅かに低い。

3 静岡市：令和6年の自殺の状況（11月末時点）

厚生労働省：地域における自殺の基礎資料



- 令和6年11月末時点、静岡市における自殺者数累計は57人と、前年同月と比較して35人減（38.0%減）。
- 男性は26人、女性は9人減少。
- 前年と比較では、5～7月の自殺者数が特に少なくなっていたが9月は増加。10、11月で再び減少した。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	調整
令和6年 (暫定値)	合計	8	5	6	6	6	5	2	5	11	2	1		
	男性	4	3	5	3	2	5	2	4	8	2	1		
	女性	4	2	1	3	4	0	0	1	3	0	0		
累計	合計	8	13	19	25	31	36	38	43	54	56	57		
	男性	4	7	12	15	17	22	24	28	36	38	39		
	女性	4	6	7	10	14	14	14	15	18	18	18		
令和5年 累計	合計	4	10	20	23	37	49	59	63	70	81	92	98	117
	男性	3	8	13	16	26	33	40	43	50	57	65	70	82
	女性	1	2	7	7	22	16	19	20	20	24	27	28	35

※調整とは、例えば8月にご遺体が発見されたが、検死の結果6月に自殺で亡くなっていた場合など、各月の暫定値に反映されなかったその年の自殺者が後から加えられるもの。

4 静岡市における主な自殺対策事業（経過及び次年度に向けて）

事業と概要		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (12月末日現在)	令和7年度
自殺対策行動計画	関係機関と連携して自殺対策を総合的に推進	第3期計画		市民意識調査		第4期計画		市民意識調査
ゲートキーパー研修	ゲートキーパーを育成するための研修	10回：513人 (教員向け1回)	6回：169人	16回：880人	8回：192人	8回：1380人 (市職員e-ラーニング含)	4回：313人 (市職員e-ラーニング含)	⇒継続⇒ (一体化)
ゲートキーパー講師養成研修（委託）	ゲートキーパー研修を実施する講師を養成	—	—	—	—	1回：40人 (介護関係者)	2回：50人 (介護関係・学校関係)	
SOSの出し方に関する授業	小中高校の児童生徒にSOSの出し方を教育（保健所モデル実施）	A小学校 B中学校	C小学校	D高校	E高校等 計8校	市内高等学校 計3校		
	同上 (学校実施)	保健所から全教頭に事業説明	市立小中学校のスクールカウンセラー1人1実践スタート		国通知による強化（通知）	移行		
市自殺対策ホームページしずここネット	自殺予防に係る情報提供や相談窓口等の周知	⇒相談窓口等掲載（継続）	⇒ミニ動画講座追加掲載	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒チャットボット実装	⇒継続⇒	⇒継続⇒
子ども・若者の自殺危機応援チーム	専門職による学校教員への支援	—	—	—	—	支援者説明会1回	モデル実施1回	⇒継続⇒
アドバイザリーボード	有識者が戦略的なアドバイスを提供する会	—	—	—	—	4回	1回（2月開催予定）	⇒継続⇒
総合相談会	専門家によるワンストップ相談会	⇒こころと法律の相談会（専門職に弁護士・精神保健福祉士等）		Life（いのち）を守る総合相談会（直営） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う複雑困難な問題を抱える市民や支援者からの相談に対応（専門家に医師含む）			生きる！を支える総合相談会	相談窓口・体制等の整理／重層との連携
静岡いのちの電話（委託）	365日（正午～21時）／毎月10日24時間	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒
普及啓発活動	広報紙や啓発物配布、街頭キャンペーンで啓発	⇒ 継続実施 ⇒（街頭キャンペーンはコロナ禍（R2～5年度）中止、R6再開）⇒ ⇒						⇒継続⇒
自死遺族支援	自死家族に向けた相談先紹介パンフレット配布	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒	⇒継続⇒